

公益財団法人日本スポーツ協会
競争的研究資金による研究職員の研究活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が定めた研究倫理規程並びに競争的研究資金による研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「不正行為防止規程」という。）に基づき、本会事務局規程に定める研究職の身分を有する者（以下「研究職員」という。）が、国、独立行政法人及びその他法人等の公募により競争的に獲得される研究資金（以下「競争的研究資金」という。）を受託して行う研究活動及びそれに係る経費の使用、並びに成果の公表に関することについて定める。

(研究計画の策定)

第2条 研究職員は、競争的研究資金による研究活動については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究職員は、あらかじめ競争的研究資金を交付する団体が定める様式に従った研究計画書等を作成し、本会に提出しなければならない。

(研究の実施)

第3条 研究職員は、競争的研究資金による研究活動については、本会における職務として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第4条 研究職員は、競争的研究資金による研究活動の成果を自らの判断で、自身の見解として公表することができるものとする。但し、研究職員及び本会における協議により双方の同意が得られた場合、本会の見解として公表することができるものとする。

2 研究職員は、研究成果の公表に当たっては本会における職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第5条 研究職員は、競争的研究資金が交付される際に附される諸条件に従い報告書を作成し、本会に報告するものとする。

(競争的研究資金の適切な管理)

第6条 本会は、関連する法令、当該研究資金の助成元が定めた使用規程及び本会関係規程等に基づき、競争的研究資金を管理するものとする。

2 本会は、競争的研究資金により研究活動に係る物品等を購入する場合は、当該研究資金の助成元が定める使用規程等に基づき、研究職員の依頼に基づいて承認するものとする。物品等については、当該研究資金の助成元が定める使用規程等に基づき、財務部財務会計課が発注するものとする。依頼した研究職員本人は、発注業務や検収を行わない。業者が事務局に持ち込んだ物品については、依頼した研究職員本人以外の者が品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、スポーツ科学研究室に納品する。

3 本会は、競争的研究資金により研究活動に係る出張を行う場合は、研究職員の依頼に基づき承認するものとする。旅費については、当該研究資金の助成元が定める使用規程等に基づき、財務部財務会計課が支給及び精算する。用務終了後には、出張報告、領収書及び搭乗証明書等により事実確認を行う。

4 本会は、競争的研究資金により研究活動に係る謝金を支出する場合は、研究職員の依頼に基づき承認するものとする。謝金については、当該研究資金の助成元が定めた使用規程等に基づき、財務部財務会計課が支給及び精算する。作業終了後には、実働報告等により、事実確認を行う。

5 競争的研究資金による研究計画書等の取りまとめはスポーツ科学研究室、経理管理等の事務は財務部財務会計課が所掌するものとする。

6 本会における会計責任者は、競争的研究資金の経理に係る関係書類を整理し、関連する法令、当該研究資金の助成元が定めた使用規程及び本会関係規程等に基づく期間においてこれを保管しなければならない。

(内部監査)

第7条 本会は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、競争的研究資金に係る研究活動に関する会計書類について内部監査を行うものとする。

2 内部監査は、財務部財務会計課が行うものとする。

3 監査の対象は、前年度の契約実績の約 10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究職員からのヒアリングにより確認する。

(コンプライアンス教育)

第 8 条 本会は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、競争的研究資金の運営及び管理に関わる全ての者にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させるものとする。誓約書の提出がない場合は、競争的研究資金の管理及び運営に関わらせない。

2 競争的研究資金の管理及び運営について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）は、本会不正行為防止規程に基づく研究部門責任者とする。

(研究倫理教育)

第 9 条 本会は、公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究職員に定期的に研究倫理教育を行うものとする。

2 研究倫理教育責任者は、本会不正行為防止規程に基づく研究部門責任者とする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、スポーツ医・科学委員会の議を経て決定する。

附則 1

この規程は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附則 2

令和 3 年 3 月 1 日一部改定

附則 3

令和 3 年 9 月 15 日一部改定

附則 4

令和 5 年 10 月 12 日一部改定